

平成14年 第2回 臨時会

厚岸町議会議録

平成 14 年 11 月 25 日 開会

平成 14 年 11 月 25 日 閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成14年厚岸町議会 第2回臨時会会議録		
招 集 期 日	平成14年11月25日	
招 集 場 所	厚岸町議場	
開催日時	開 会	平成14年11月25日 午前10時00分
	閉 会	平成14年11月25日 午後 3 時56分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲井正義	○	11	谷口弘	○
2	塚田丈太郎	○	12	高畠一美	×
3	田宮勤司	○	13	鹿野昇	○
4	佐藤淳一	○	14	安達由圃	○
5	岩谷仁悦郎	○	15	菊池賛	○
6	真里谷誠治	○	16	音喜多政東	○
7	池田實	○			
8	小澤準	○	18	中屋敦	○
9	木村正弘	○	19	佐齋周二	○
10	室崎正之	○	20	松岡安次	○
以上の結果、出席議員 18名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大平裕一	議事係長	高橋政一
--------	------	------	------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狭 靖	監 査 委 員	今 村 實
助 役	大 沼 隆	教 育 長	富 澤 泰
収 入 役	黒 田 庄 司	教 育 委 員 会 管 理 課 長	柿 崎 修 一
総 務 課 長	田 辺 正 保	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	松 浦 正 之
行 財 政 課 長	斉 藤 健 一	監 査 事 務 局 長	阿 野 幸 男
ま ち づ く り 推 進 課 長	福 田 美 樹 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	農 政 課 長 兼 務
税 務 課 長	大 野 榮 司	教 育 委 員 会 体 育 振 興 課 長	澤 向 邦 夫
町 民 課 長	古 川 福 一	教 育 委 員 会 指 導 室 長	大 場 和 典
保 健 福 祉 課 長	久 保 一 將	水 道 課 長	山 崎 国 雄
環 境 政 策 課 長	松 澤 武 夫	病 院 事 務 長	大 野 繁 嗣
農 政 課	西 野 清	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	藤 田 稔
水 産 課 長	小 倉 利 一	デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 施 設 長	玉 田 勝 幸
商 工 観 光 課 長	高 根 行 晴	教 育 委 員 会 管 理 課 長 補 佐	米 内 山 法 敏
建 設 課 長	北 村 誠	保 健 福 祉 課 長 補 佐	大 崎 広 也

1. 会議録署名議員

議 席 2 番	塚 田 丈 太 郎	議 席 4 番	佐 藤 淳 一
---------	-----------	---------	---------

1. 会 期

11月25日から11月25日までの1日間（休会 ＝ 、なし）

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

平成14年 厚岸町議会第2回臨時会 議事日程

平成14年11月25日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	認定第3号	平成13年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	平成13年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	平成13年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	平成13年度厚岸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	平成13年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	平成13年度厚岸町きのこ菌床センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	平成13年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第10号	平成13年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第82号	教育委員会委員の任命に対する同意を求めることについて
6	議案第83号	別寒辺牛湿原自然観察施設条例等の一部を改正する条例の制定について
7	議案第84号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第85号	厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第86号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第87号	教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第88号	町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
12	議案第89号	厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 　ただ今より平成14年第2回厚岸町議会臨時会を開会いたします。

（開会時刻　午前10時00分）

議長 　直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりであります。

　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、2番、塚田議員、4番佐藤議員を指名いたします。

　日程第3、会期の決定を議題といたします。

　お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営・・・あ、ちがう・・・。

　本日1日間といたしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

議長 　ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長 　議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

休憩時刻　10時01分

議長 　本会議を再開いたします。

再開時刻　10時16分

議長 　誠に申し訳ございません。議会運営委員会の結論が出なかったもので、日程第2をとばしましたが、日程第2に戻りまして、議会運営委員会報告を議題といたします。

　委員長の報告を求めます。

議長 　3番、田宮委員長。

3番 　議会運営委員会の報告を申し上げます。議会運営委員会は本日、午前9時30分から開会をいたしました。

　議件は第2回臨時会の議事運営についてあります。町長提案の議題について、認定第3号から第10号は、平成13年度の一般会計及び特別会計の決算認定であります。この審議方法は、平成13年度一般会計並びに特別会計の決算審査特別委員会を設置して審査することとなります。

　委員会の開催日は12月2日。

　次に議案第82号、人事案件でありまして1件、審議は本会議で行われます。

　次に議案第83号、これにつきましても本会議で議案審査が行われます。

　次に議案84号から89号まで、それぞれ今回の人事院勧告に基づく給与の改定等ありますが、これは第84号から89号まで議案審査特別委員会を設置し、本日審査を進めることといたします。

　次に会期の決定については既に議長から報告されております。

　以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長 　委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

議長 　日程第4、認定第3号、平成13年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、平成13年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上8件を一括議題といたします。

　職員の朗読を省略し、本8件の提案理由の説明を求めます。

議 長 町長。

町 長 平成13年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明いたしますが、当年度はごみ焼却処理場改修事業などの環境衛生施設整備、町営住宅宮園団地建設事業、道路の改良舗装、公共下水道整備などの生活基盤整備、農林水産業の振興を中心に、町民の要求に対応した諸事業を実施し、予算執行したのが主な施策成果の特徴となっております。

そこで、当年度の当初予算であります。一般会計においては98億9千6百9万2千円、各特別会計、国民健康保険、簡易水道、老人保健、下水道、きのこ菌床センター、介護保険、介護サービス事業を合算しますと、145億2,502万6千円の総体規模でありましたが、年度内に必要に応じてそれぞれ所要額の補正を行い、最終予算は一般会計においては平成12年度繰越明許費及び事故繰越、道営公共牧場整備事業ほか4件、1億7,972万6,000円を含め、107億3,074万4,000円、各特別会計では、平成12年度繰越明許費、下水道事業、介護保険、1億9,198万円を含めて、51億6,720万7,000円となり、総体においては158億9,795万1,000となりました。

これらの内容は、配付のとおり以下の表のとおりであります。説明を省略させていただきます。

この最終予算に対し、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では歳入で金額106億9,061万5,640円、率で99.6%。歳出では金額105億3,807万1,410円、率で98.2%の執行率となり、歳入歳出差し引き1億5,254万4,230円の残額となります。その内平成14年度へ繰越明許費を充当財源として55万円を繰越し、財政調整基金に8,000万円を積み立て、実質7,199万4,230円が翌年度繰越となったものであります。

一方、特別会計ですが、国民健康保険特別会計については、歳入・歳出差し引き、1,839万8,438円の残額となりましたが、実態としては一般会計より2億4,293万9,000円を繰り入れた結果であります。今後も国民健康保険税の徴収率の向上、医療費適正化対策等に努め、当会計の健全化に努力していく所存であります。

簡易水道事業特別会計につきましては歳入不足となった2,679万6,301円を、一般会計から繰り入れて収支の均衡を保持したものであります。

老人保健特別会計については、老人医療に要する費用の負担分にかかわる8,308万9,677円を一般会計から繰り入れて収支の均衡を図ったものであります。

下水道事業特別会計については歳入・歳出差し引き、95,974円の残額となりましたが、これは平成12年度繰越明許費分の決算剰余金であります。一般会計より2億4,088万4,350円を繰り入れて事業の進捗に伴い、多額の繰入状態が続いております。

きのこ菌床センター事業特別会計については、歳入、6,581万7,967円に対し、歳出、6,552万6,829円となり、歳入・歳出差し引き29万1,138円の残額となりましたが、実態としては一般会計より1,299万9,000円を繰り入れた結果であります。

介護保険特別会計については、歳入で、介護保険に係わる負担分などとして、一般会計より9,461万6,780円を繰り入れて、6億3,165万6,009円となり、歳出では6億1,353万8,496円で、歳入・歳出差し引き1,811万7,513円の残額となりました。

介護サービス事業特別会計については、介護報酬の不足分に係わる7,545万1,421円を一般会計から繰り入れて収支の均衡を保持したものであります。

以上が平成13年度決算結果による計数面の概要であります。より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配付いたしました決算書及び決算資

料に基づきご検討いただくこととして、内容説明は省略させていただき、順次ご質問等に応じて各担当課より詳細にご説明申し上げたいと存じます。以上でございます。

議長 次に監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

議長 監査委員。

監査委員 ただいま上程されました、平成13年度厚岸町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算認定につきまして、決算審査の概要を申し上げます。

平成13年度厚岸町一般会計並びに各特別会計の決算状況ですが、総額では歳入で158億5,335万1,919円、歳出が156億6,390万4,626円となり、歳入・歳出差引額、1億8,944万7,293円の歳入増の決算となっております。

各会計毎の決算状況につきましては、ただいま町長より報告があったとおりの内容であります。

次に、決算審査の中で今後特に改善努力あるいは検討を望みたい事項について、何点か申し上げたいと存じます。

まず、歳入関係についてであります。自主財源の根幹をなす町税については、各税目とも決算額が予算額を上回り、合計すると1,482万円の増収となり、収入率も前年度若干上回って、努力も認められるわけでございますが、一方で不良債権ともいえる大口滞納の問題もあります。倒産して10年が経過し、しかも回収見込みのない会社に対して課税されるという事態が続いています。資産がある限り、税法上は課税が継続されますから、この債権を安易に消滅させることは出来ないと思われませんが、こうした不良債権の処理について、何か抜本的な対策対応が必要でないかと思われます。

第二は、補助金にかかる予算補正の問題であります。国庫補助金及び道支出金を合わせた決算額は、14億9,154万5,555円となっておりますが、予算額と比較すると、787万8,445円予算を下回る結果となっておりますので、補助金については交付決定等の通知に基づいて適切に予算措置を行うよう望むものでございます。

次は、歳出について申し上げます。第一は、不用額であります。経常経費については、経済的な執行を行って経費の節減に努めたことは認めますが、それ以外では事業の確定、精算、あるいは補助事業不採択に伴う経費を減額補正をしないで不用額としたケース、また、他会計に対する繰出金に対する不用額についても多く見受けられますので、なお一層業務の実態把握に努め、適切な予算措置及び効率的な執行を望むものです。

二点目は、各特別会計に対する繰出金についてですが、平成13年度は一般会計から七つの特別会計に対しまして、総額7億7,677万6,529円の繰出金を支出しております。このうち簡易水道、老人保健、介護サービスの各特別会計におきましては、繰入を受けまして収支の均衡を図っておりますが、国保、下水道、きのこ菌床、介護保険の各特別会計においては、合わせて3,690万円余りの剰余金が生じております。このうち、下水道事業会計の剰余金9万5,974円は繰越明許費の不用額によるものですから別としまして、繰出金は事業の遂行上必要な財源が不足する場合、必要に応じて繰り入れし補填するという本来の目的にかなうよう、こうした点今後検討されるよう希望します。

その他細部の点につきましては、お手元に配付しました決算意見書をご覧いただきたいと思いますが、地方自治法の規定により当町から審査に付されました平成13年度一般会計並びに各特別会計の歳入・歳出決算書に表示された計数については、誤りがないと認めたものであります。

なお、国の行財政改革に伴い、さらにまた、地方交付税の大幅な減額など、

当町においても、今後益々厳しい財政状況になるものと思われまので、無駄を省いた効率的な財政運営をより一層行われますよう希望いたしまして、口頭報告といたします。以上です。

議長 本8件の審査方法についてお諮りいたします。本8件の審査については議長並びに議会選出監査委員を除く17名の委員による、平成13年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査といたしたいと思いますがこれにご異議ございますか。

(異議なし。の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議長並びに議会選出監査委員を除く17名の委員による、平成13年度各会計決算審査特別委員会を設置し、本8件の審査をこれに付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
本会議を休憩いたします。

休憩時刻 10時35分

議長 本会議を再開いたします。

再開時刻 10時39分

議長 日程第5、議案第82号、教育委員会委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

議長 町長。

町長 ただいま上程いただきました、議案第82号、教育委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

厚岸町教育委員会委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定に基づき、現在5人の委員を議会の同意を得て任命させていただいておりますが、このうち平成5年から9年間、3期にわたり教育委員会委員として、本町の教育行政にご尽力いただいた、小寺タカ氏は、本年11月30日の任期満了をもっての辞意を表明されましたので、新たに教育委員会委員として、保田雅子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町若竹町3丁目9番地、氏名、保田雅子、生年月日、昭和24年9月6日、性別、女、職業、会社役員、なお、保田氏の経歴につきましては、議案の参考資料として記載のとおりであります。以上簡単でございますがご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 これより質疑を行います。
なければ質疑を終わります。お諮りいたします。本案は人事案件であります。よって討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長 日程第6、議案第83号、別寒辺牛湿原自然観察施設条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

議 長 建設課長。

建設課長 ただいま上程いただきました、議案第83号、別寒辺牛湿原自然観察施設条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由についてご説明申し上げますが、本案件については、9月開催の第3回定例町議会において審議をいただきました、議案第67号、厚岸町地区集会所条例等の一部を改正する条例の制定時に併せて行われるべきものを、事務執行の連携が悪く、提案漏れをいたしました。誠に申し訳なくお詫び申し上げます。今後このようなことがないように、適正な事務執行を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それではこの度の条例の一部改正であります。厚岸町が年次計画で取り進めている、字名等の改正に伴う改正区域内にある各施設等の名称や位置を改めようとするものであります。資料として新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

11ページをお開きください。はじめに第1条の別寒辺牛湿原自然観察施設条例の一部改正であります。この条例の第2条第1号中、名称については、カヌー別寒辺牛川橋駅出発点のままですが、位置については「厚岸町大字別寒辺牛村字別寒辺牛384番」を、「厚岸町糸魚沢1235番」に、同条第2号中、これは橋の中間点でございますが、「厚岸町大字別寒辺牛村字下ベカンベウシ原野2線42番6」を、「厚岸町別寒辺牛81番」に、「厚岸町大字別寒辺牛村字下ベカンベウシ原野3線43番10」を、「厚岸町別寒辺牛69番」に改めるものでございます。

次に、第2条の厚岸町水道事業給水条例の一部改正であります。この条例の第2条第2号中の給水区域の名称、「別寒辺牛」とあるのを、「糸魚沢」に改めるものです。

次に、第3条の厚岸町農業用水道給水条例の一部改正であります。この条例の第2条中の給水区域、「及び別寒辺牛」とあるのを、「、若松及び糸魚沢」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。以上簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしく願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。ありませんか。

議 長 なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(なし。の声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 日程第7、議案第84号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第8、議案第85号、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第9、議案第86号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第10、議案第87号、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第11、議案第88号、町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当の

支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第12、議案第89号、厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

以上6件を、一括議題といたします。職員の朗読を省略し、本6件の提案理由の説明を求めます。

議長 総務課長。

総務課長 ただいま上程いただきました、議案第84号から第89号までの提案の内容についてご説明を申し上げます。

まず、議案第84号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ご案内のとおり人事院は去る8月8日、国会及び内閣に対しまして一般職の公務員の給与等について報告をいたしております。給与の改定についての勧告を行っております。

本年の勧告は、我が国の社会経済情勢において完全失業率が過去最高水準で推移するなど、これまでにない厳しい状況を反映し、昭和23年の勧告制度創設以来初めて、官民給与に一人あたり、平均で月額7,770円、2.03%のマイナス格差が生じたとして、基本給を引き下げるなどの厳しい内容となっております。

その内容につきましては、一般職国家公務員の全俸給月額を引き下げるほか、配偶者にかかる扶養手当を2,000円引き下げる一方で、3人以降の子などの手当額を2,000円引き上げる。また、期末・勤勉手当の支給割合を年間0.05ヶ月分引き下げて、現行の年間4.7ヶ月分を、4.65ヶ月分にすると共に、年3回でありました支給回数を平成15年度から、年2回に改めるなどであります。

この人事院勧告を受けまして国は、完全実施することを決定しておりますが、本町におきましても国家公務員との均衡を考慮して、国に準じた内容により職員給与の改正をするための提案をするものでございます。

議案書13ページをお開き願いたいと思います。改正条文の説明をいたしますが、資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただいております。こういった資料を参考にしながら、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の改正につきましては、一つの条例の同一の条項について、施行期日を異にして重ねて改正する必要がございます。そのため、まず条例の一部を第1条で改正し、この改正について第2条の改正に先行した施行期日を附則で定め、次に第2条で、同一の条例について第1条で改正が施行され、それが溶け込んだというかたちをさらに改正することとしております。その施行期日は、第1条の附則期日よりあとの日とすることを附則で規定する方式をとっております。今回提案の議案、84号から89号まで、全てその様な手法を取らせていただいておりますのであらかじめご了承願ひいたします。

それでは内容のほうでございます。第1条でございます。職員の給与に関する条例の第7条第3項の改正では、扶養手当の月額を定めているものでありまして、この規定中、配偶者にかかる額を「16,000円」から「14,000円」に引き下げ、また一方では配偶者以外の扶養親族で3人目以降にかかる額、「3,000円」から「5,000円」に引き上げる内容であります。これは女性の社会進出などに伴う家族の就業形態の変化や、民間における配偶者手当の見直しの動き等を考慮いたしまして、職員が扶養する配偶者の手当額を引き下げる一方、子などを扶養する職員の家計負担の実情あるいは配偶者にかかる手当を引き下げることにより影響を受ける世帯全体の生計費負担を考慮し、配偶者以外の扶養親族のうち3人目以降の子などの手当額を引き上げる。この様な内容のものでございます。

16条の3第2項の改正につきましては、期末手当の額の算定についての規定ですが、3月期の支給割合を「100分の55月」から「100分の20月」に「100分の35月」分引き下げ、また12月期の支給割合を「100分の155月」分から「100分の185月」分に「100分の30月」引き上げる改正内容で、これにより年間支給割合は「100分の0.5ヶ月分」引き下がることとなります。これは民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当の支給月額0.05ヶ月分をまず3月期で引き下げ、その上で第2条の改正で年間支給回数を2回とする。このことに伴いまして、3月期の期末手当支給割合のうち0.3ヶ月分を12月期に移動配分する内容のもであります。

次、附則の第8項から第12項までを削る内容の改正につきましては、昨年11月の改正時に給料表の改訂が困難な官民格差解消の特別措置として、3,756円の特例一時金を3月に支給しておりましたけれども、これを廃止するという内容のもであります。

別表1でございますがこれは職員の一般給料表を定めているものでございますが、議案書の14ページにあります表のとおり月額に改めるもので、この平均改定率はマイナス2.0%となります。

以上が改正する条例第1条の関係ですが、この施行は附則において本年の12月1日とするものでございます。

次に第2条についてご説明いたします。この部分の改正につきましては説明の前段で申しましたとおり、一部改正の条例第1条での改正が本年の12月1日に施行された後においてさらに条例規定の内容を改正し平成15年4月1日から施行しようとするものでございます。その内容は、期末手当及び勤勉手当について、3月期の支給を廃止しその分を6月期と12月期に配分し、年2回とする内容のものであり、また、期末手当の割合を減じその分、勤勉手当の割合を増加させようとするものであります。これは民間ボーナスの年間支給回数との均衡を図るため、年間支給回数を2回に変更するとともに、公務の活力を維持するため職員に対する実績に応じた処遇をすることが必要との考えから、民間ボーナスの支給状況を参考に期末手当と勤勉手当の割合を改正するものでございますが、第1条の改正後の3月期支給月0.2ヶ月分を、まず6月期に配分すると共に、6月期と12月期の期末手当・勤勉手当の支給割合を再配分して改めるものであります。具体的に配付資料でご説明申し上げたいと存じます。議案84号及び85号の参考資料ですが、この期末及び勤勉手当の率の移動の関係でございますが、資料の2番目、ここには平成14年度、改正する条例の第1条によります改正の経過を記載してございます。期末手当、6月、12月、3月それぞれ記載のとおりでございます。

第2条の関係につきましては15年度以降というふうになってございます。この改正によりまして平成15年度から、期末手当の支給割合につきましては第1条の改正後の年間3.50、これから3.25月へ0.25月の減となります。これを支給期別で申しますと6月期は1.45月から1.55月に、12月期は1.85月から1.70月に、3月期は0.20月とあったのが、廃止となるものでございます。

勤勉手当の支給割合でございますけれども年間1.15月から1.40月へ0.25月の増となります。これを支給期別で申しますと6月期は0.60月から0.70月に、12月期は0.55月から0.70月に改まります。このような改正をするため一部改正の条例第2条では期末手当を規定している16条の3第1項中の3月期の基準日である「3月1日」を削り、第2項中の3月期支給に関する事項を削ると共に、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ改め、在職期間の区分に応じた支給割合も改めるものでございます。さらに勤勉手当を規定している第16条の6第2項中の6月期及び12月期の各支給割合を改めるものであります。

以上が改正する条例第2条の関係でございますが、この施行は附則において平成15年4月1日とするものであります。

次に附則についてであります。第1項は施行期日の規定であります。先程申し上げましたとおり第2条の改正規定はこの後説明いたします附則第5項の規定と同様に平成15年4月1日の施行となりますが、これ以外は平成14年12月1日の施行としているものであります。

附則第2項及び第3項につきましては、給料表の改正に伴い必要となる切り替え措置などについての規定でございますが内容の説明を省略させていただきます。

附則第4項につきましては、平成14年12月に支給される期末手当の額についての特例措置でございます。今回の改正により計算されます、一年間を通じた削減額のうち、4月1日から11月30日までの間に生じる変動額、これを今回の第1条改正規定で、支給割合1.85月とされました本年12月期の期末手当の額から、減額調整をするという内容のものであります。

これは今回の給与改定は、給与水準の引き下げの改訂であるため、これを実施するための改正条例の規定が施行日からの適用となります。しかし、官民格差は4月時点で比較し均衡を図るとしていることから本年4月からの年間給与で実質的な均衡を図るように所要の調整をすることとした人事院勧告、これに基づく国の実施内容に準じた措置の内容で規定をするものであります。

附則5項につきましては、平成15年6月に支給する期末手当の支給額算定においては改正前の在職期間の割合を適用する経過措置でありますけれども、これは同年3月においては期末手当が支給されます。そういったことから経過措置として読み替え適用をする内容のものでございます。

附則の第6項につきましては規則への委任規定でございます。

続きまして、議案第85号、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、条例の条項番号が異なる以外、改正の内容は先程説明いたしました議案第84号と同様のものでありますので内容の説明を省略をさせていただきたいと思っております。

なお、この84号と85号の条例改正により一般職員に係ります関係でございますが、一般会計で約3,700万円、特別会計、水道・病院を含む全会計で申し上げますと約5,500万円の減額となります。これらに関する予算の補正に関しましては12月の定例議会に上程させていただくことで予定をしておりますのであらかじめご了承願いたいと存じます。

続きまして議案第86号でございます。特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

これにつきましても先程上程いたしました、職員の給与に関する条例の一部改正で説明したとおりのものでございまして、人事院勧告、こういった内容を受けまして改正をしたいということでございます。

町長、助役及び収入役の給料額につきましては、平成8年の改訂以降、一般職が改訂アップされる状況下においても据え置いてきております。また、期末手当につきましては本年度から平成16年度までの3年間は、年間0.15ヶ月分を減額する特例条例が既に設けられております。しかしながら、先の議案で説明しましたとおり職員にとりまして大きな給与減額を措置することに対しまして、理事者としての範を示す意味からも職員に準じた引き下げの改訂を行おうとするものであり、去る11月15日開催の、厚岸町特別職報酬等審議会においてもこの考え方で引き下げることが適当であるとの答申をいただきましたのでこれを尊重させていただき本条例を上程するものでございます。

議案書21ページの改正条文の内容でございます。第1条の関係でございます。基となっております条例の第5条第2項中の期末手当の支給割合につきまして、職員と同様に3月期の支給割合を「100分の55月」から「100分の22月」に「100分の35月」分引き下げ、また12月の支給割合「100分の210月」から「100分の240月」に「100分の30月」分引き上げる内容で、これによる年間支給割合

「100分の5月」分引き下げになることとなります。

別表のほうにおきましては、給料の月額を定めておりますが、町長は現行の月額88万7,000円を1万1,000円引き下げ87万6,000円に、助役につきましては現行月額73万7,000円を9,000円引き下げ72万8,000円に、収入役については現行の月額66万5,000円を8,000円引き下げ65万7,000円に改める内容でございます。この改訂額につきましては説明の冒頭で申し上げましたとおり、一般職の給料月額が改定アップされているにもかかわらず、特別職の給料月額は平成8年度以降据え置いてきたことなどもありますので、今回の改訂によって一般職員のうち年間給料額に影響を生じる最も大きな減額相当分、これを町長の年間給与額から減額する内容で調整し、算定した内容のものであります。また、助役、収入役及びこの後説明します議案第87号の教育長の給料月額につきましては、現行の給料月額におきます町長の格差割合、これによりまして算定しているものでございます。

以上が改正する第1条の関係ですが、この施行は、附則において本年12月1日から施行するものであります。

次に第2条の関係です。期末手当につきまして職員と同様に、3月期の支給を廃止し、6月期の支給割合を100分の205月から100分の225月に、100分の20月引き上げる改正内容です。

以上が改正する第2条の関係で、この施行は附則において平成15年4月1日とするものであります。

次に、附則の関係ですが、第1条は施行期日の規定ですが、先程申し上げた施行日のとおりであります。附則の第2項は、議案第84号の職員の給与の改正と同様に本年12月に支給される期末手当の額から変動額を減額調整する内容でございます。

続きまして議案第87号でございます。教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これも第1条の改正で教育長の給料月額、現行66万5,000円から65万7,000円に、8,000円引き下げるほか、第1条及び第2条の改正規定につきましては、ただいま申し上げた特別職の関係と同様の内容でありますので説明を省略させていただきたいと存じます。なお、議案第86号と、いま説明いたしました第87号、この条例改正に伴いまして、いわゆる四役の給料におきましては本年度、約80万円の減額となりますが、予算補正につきましては12月定例会に上程させていただく予定でございます。

続きまして議案第89号、町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この四役の期末手当の支給の特例条例については、先の条例の説明でも申し上げておりますが、本年3月に制定されました条例でありまして、これは町長、助役、及び収入役並びに教育長の期末手当を本年度から16年度まで3年間、期末手当の支給割合を、6月期に100分の5月分、12月期に100分の10月分、合わせて年100分の15月分を引き下げる内容のものであります。この改正条例の規定につきましては、先に提案説明申し上げております議案第86号と87号の改正によりまして、基となっておりました条例の支給割合が改訂になりまして、これと連動するかたちで規定されているそれぞれの支給割合につきまして、100分の15を加えたものに変更する必要があるため改正をするものであります。なお、この条例の施行日につきましても先に説明の改正条例同様、附則に規定のとおり2段階での施行となっております。

続きまして、議案第89号、厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。これについても先程からご説明申し上げているように、本年度の人事院勧告を受けての内容でございます。人事院勧告に準じた一般職員の給与の改定と平行いたし

まして先程ご説明いたしましたとおり特別職の給与についても改正するものでありますので、町議会議員の報酬及び期末手当につきましても特別職と同様に改正いたしたく提案申し上げるものであります。なお、報酬月額の改定額につきましてもはこれまで議員報酬の目安とされておりました町長の給料月額を基とする割合率を踏襲するかたちでそれぞれ算定したものでございます。また、改正条例の改定手法につきましても、先程来と同様2段階方式による手法となっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議案書の26ページの改正条文の内容であります。第1条の改正規定の内容であります。議員の報酬月額の規定であります。この報酬につきましてもは、議長の現行月額、31万1,000円を4,000円引き下げ、30万7,000円に。副議長の現行月額24万9,000円を4,000円引き下げ24万5,000円に。常任委員長及び議会運営委員長の現行月額22万2,000円を3,000円引き下げ21万9,000円に。議員の現行月額19万6,000円を3,000円引き下げ19万3,000円に改める内容であります。10条2項は期末手当の額を定めている規定であります。率等については先程特別職について説明と同様のものがありますので説明は省略いたします。

以上が改正する条例第1条の規定ですが、この施行日は附則において本年12月1日とするものであります。

次に第2条の改正規定の内容であります。期末手当について特別職と同様に3月期の支給を廃止し、6月期の支給割合を100分の205月から100分の225月に、100分の20月分引き上げるための改正内容でございます。この改正する条例第2条の規定につきましてもは、附則において平成15年4月1日とする内容でございます。

次に附則の関係です。第1条の関係、先程申したとおりでございます。この後説明する附則第3項の規定は第2条の規定と共に平成15年4月1日からの施行としております。附則第2項、特別職の給与の改定と共に本年12月に支給される期末手当の額から変動額を減額調整する内容の規定です。附則第3項につきましてもは、平成15年6月に支給する期末手当の支給額の算定におきましてもは、改正前の在職期間の割合を適用する経過措置でありますけれども、これは同年3月には期末手当が支給されますので、経過措置として読み替え適用するものであります。なお、この議員報酬等の改正によりまして、年間の報酬及び期末手当で約120万円の減額となります。この予算につきましても12月定例会に上程させていただき予定でございます。ご了承願います。

以上大変簡単雑ぱくな説明ですが、よろしくご審議の上ご承認願いますようお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本6件の審査については、議長を除く18名の委員による議案審査特別委員会を設置しこれに付託し、会期中の審査といたしたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

(なし。の声)

議長 ご異議なしと認めます。よって議長を除く18名の委員による条例議案審査特別委員会を設置し、本件の審査をこれに付託し、審査することと決定しました。

本会議を休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時18分)

議長 本会議を再開します。

(再開時刻 午後3時51分)

議 長 議案第84号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか6件の議案については、議長を除く18名の委員による議案審査特別委員会に付託し審査を求めていたところ今般、審査結果の報告が委員長から出されております。委員長からの報告を求めます。

議 長 1 番、稲井委員長

1 番 本議案審査特別委員会に付託されました議案第84号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど6件の審査につきまして、本日委員会を開催し慎重に審査した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたのでここにご報告を申し上げます。

議 長 はじめに議案第84号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(意義あり。の声)

議 長 異議ありませんか。それでは、討論ありませんか。
ご異議がありますので、これより起立により採決を行います。お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。
賛成多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に議案第85号、厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。委員長は原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長は報告どおり決するにご異議ありませんか。

(意義あり。の声)

議 長 ご異議がありますので、これより起立により採決を行います。お諮りいたします。本案に賛成の議員の起立を求めます。
賛成多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に議案第86号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。
委員長は報告は原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長は報告どおり決するにご異議ありませんか。

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

議 長 次に議案第87号、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。委員長は報告は原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長は報告どおり決するにご異議ありませんか。

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

議 長 次に議案第88号、町長、助役及び収入役並びに教育長の期末手当の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお諮りします。委員長
の報告は原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の
報告どおり決するにご異議ありませんか。

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

議 長 次に議案第89号、厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定についてお諮りいたします。委員長の報告は原案可
決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決す
るにご異議ありませんか。

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

議 長 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって
平成14年厚岸町議会第2回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 3 時56分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年11月25日

厚岸町議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____